

朝鮮読書人と書籍入手

藤 本 幸 夫

これは朝鮮に於いてだけではないが、読書人には書籍入手の苦勞が多かった。それに対応する出版形態は、朝鮮ではほぼ、①官版（中央官衙及び地方官衙刊本）、②寺刹版、③書院刊本、④家刻本、⑤坊刻本（書肆刊本）、⑥個人刊本、⑦祀堂刊本等に分けられる。

この内朝鮮では特に坊刻本（書肆刊本）の出現は遅く、韓国人研究者李胤錫教授に依れば、一八〇〇年頃にあるという。入手不可能の場合には、写本の作製に頼ることが多かった。日本現存朝鮮本を見ると、写本が占める割合が比較的少ない。それには入手時の日本人による取舍選択が大いに関わっていると思われる。韓国現存本や古書店の店頭、旧家の所蔵書目録を見ると、写本の占める割合が遥かに多い。朝鮮では坊刻本出現以前には、書籍入手に写本作成以外にどのような方法があったのであろうか。それを具体的に考えてみたい。

一 内賜本（宣賜本）について

朝鮮王朝（一三九二—一九一〇）の官版の中心を占めるのは、ソウルの校書館と地方の官衙に於ける刊本である。校書館における刊本は

臣下に内賜（宣賜）され、内賜本（宣賜本）と呼ばれる。朝廷で出版された官版が臣下に下されることは中国や日本でもあるが、それが制度として確立しているのは朝鮮のみであろう。その確立は世宗十一年己酉（一四二九）三月のことであったが、当時の実態は明らかではない。かなり後代ではあるが、官版を印刷する校書館提調（長官）柳希春の日記『眉巖日記草』の宣祖三年庚午（一五七〇）九月二十七日条には、この日『唐百家詩』が刷り上り、十五部を国王へ、十部を政府機関へ、その余百三十八部は選定された臣下に与えられている。この時より百四十年程前の世宗時にはもっと刊行数は少なかったであろう。内賜本には、第一冊前表紙裏に「何時・何書を・（官職）誰に」与える旨の墨書と担当承旨の姓と花押があり、その左の冊首には「宣賜ノ之記」（方八糧、陽刻朱印）印が鈐印されている。内賜に選定される臣下は官職の上位者で、官途に就いたばかりの新進気鋭の官僚には及ばなかった。

二 書籍の慢性的不足

前述柳希春は 字仁仲 号眉巖 諡文節 善山人 柳桂隣男 中宗三十三年戊戌（一五三八）文科 官至校書館提調・成均館大司成 中宗八年癸酉（一五一三）十二月四日生于全羅道海南県居第 宣祖十年丁丑（一五七七）五月十五日卒 寿六十五 世居潭陽 閏八月庚寅葬于潭陽居家西五里地、なる人物で、許多の書の編纂にも関わった当代の碩学である。明宗二年丁未（一五四七）に被禍、以後主として咸鏡道の鍾城等に十九年間流謫され、明宗二十二年丁卯（一五六七）十月赦に会って朝廷に戻された。その後頭官を歴遷したが、同年十月一日至宣祖十年丁丑（一五七七）五月十三日、即ち死去の二日前までの日記、『眉巖日記草』を残している。この日記には朝廷内の諸事を始めとして、高官との交流、家庭内の出来事等、当時の士大夫の生活状況が判る日記の白眉と言われる。更に眉巖は博識多聞で知られる鴻儒であり、政府の書籍を刊行する校書館の提調、つまり責任者であった。彼は書籍出版の責任者であるのみならず、時には編纂や校正などにも関与している。従って書籍には並外れた執着を持っており、書籍蒐集に心を砕き、八方に手を尽くした。その彼にして書籍の入手は容易ではなかった。その実状が『眉巖日記草』には詳細に記されている。彼の蒐書方法を見ると、①国王よりの官版内賜、②知人よりの購入、③知人と書籍の交換、④知人から借用して鈔写、⑤知人に寄贈を依頼、⑥書冊僮（冊僮）を通じての購入、⑦地方官衙にある版木を利用しての印出を地方官衙に依頼、⑧地方官衙の知人の高官にそこにある版木

を用いての印出を依頼、⑨中国への使臣に中国書購入依頼、等がある。眉巖は校書館の提調であったので、そこで出版される書籍は全て入手できそうであるが、内賜はその都度受賜者の選出を行い、眉巖が選に漏れることもあった。中国への使臣には購入代金として、銀や人參を委ねるが、国内では代価として白紙・米や布を充てることが多い。また購入書籍の情報については、知人から何某が書籍を手離そうとしている、或いは某家に重複本がある等と知られることもあるが、上記の書冊僮朴義碩・宋希精の二名が眉巖宅に出入りしている。「僮」とは仲買人の謂で、この頃諸家の蔵書について知悉して、本を紹介して仲介料を得ることを生業とする者が居たことが判る。

これほど蒐書に執着する眉巖の『眉巖日記草』に書肆について、全く触れられていない。もしソウル市内に書肆があるならば、彼は必ず訪れたであろうし、又校書館の下吏にしばしば扇や筆・墨を与えて鈔本を作らせているので、彼らを遣って様子を探らせたりしたであろう。これからすれば、十六世紀後半ソウルには書肆がなかったと考えられる。

三 官版増刷と官營書肆設立要請

書籍の不足は古今を問わずあったものと思われる。それに対して官では如何に対処したのであろうか。「実録」にそれに言及しているところがあり、それを見てみよう。先ず

（一）『世宗実録』十七年乙卯（一四三五）四月八日己酉条に

許稠啓曰……又啓曰集成小学切於日用之書 學者病其難得 願依
惠民局売薬例 或紙或米豆 量給為本 令一官一匠掌其事 印出
万余本鬻之 還本於官 如此則其利無窮 而於學者有益 上曰予
嘗讀史 有曰頒之大矣 鬻之非矣 然卿言固善 予將行之 即命
都承旨辛引孫 曰一如稠啓 非唯小学 凡諸鑄字所在冊版 並宜
印之 其議以啓

とあり、許稠が上啓して言うに、『集成小学』は学者にとって日用に
必要な書であるが、入手できずに困っている。願わくば、惠民局での
売薬の例に倣って、官が紙或いは米や豆などを元手として貸し与え、
官吏一人と匠人一人にそのことを管掌させ、一万余部を印刷して販売
し、元手を官に償還する。このようにすれば実利は無窮で、学者にとっ
ても有益である。世宗が答えて言うに、嘗て史書を読んだところ、書
籍を頒ち与えるのは立派であるが、販売するのは良くないとあつた。
しかし卿の言うところは良いので、これを実行したい。そこで都承旨
辛引孫に命じて、許稠の言う通りにせよ、ただ「小学」だけではなく、
鑄字所所蔵の全ての版木を刷り出せ。議論して上啓せよ。と命じてい
る。ここで興味深いのは、世宗が書籍は販売の対象ではないと述べて
いることである。書籍には聖賢の言辞が盛られているからであり、ま
たそもそも王を始めとする士大夫が商いに従事すること自体、卑しい
行為であるという認識に基づくものであろう。これが実際に施行に移
されたのか、この結果についてはその後の言及はない。しかしこの問
題はずっと問題であり続けた。

(2) 『中宗実録』十四年己卯(一五一九)七月三日甲午条には、
甲午……侍講官李希閔曰 外方郷校儒生 雖欲讀書 書冊甚少
請令広布 上曰此言果是 今若設書肆 則雖外方 果可易得 昭
格署銅鉄器皿 皆在工曹 以此鑄字何如 籽曰 銅鉄則我國果多
有之 校書館所印書冊 類皆刳欠 雖買之不可読 今雖設書肆
若不能多印 則外方之人 不可得矣 鑄字則庶可多印 上曰 書
冊広布事 不可不措置……

とある。侍講官李希閔が言うに、地方の郷校の儒生は本を読みたいと
思っても、甚だ少なく、広布せんことを請うた。中宗が言うに、この
言は尤もである。今もし書肆を設ければ、地方の人も書籍を得やす
くなる。昭格署の銅鉄製器皿が工曹にあるが、これで活字を鑄造すれば
如何か。李籽が答えて言うに、銅鉄はわが国には多い。校書館で印刷
した書籍は概ね皆刳欠している。これを購入しても読むことができな
い。今もし書肆を設けても多く刷ることができなければ、地方の人は
得ることができない。鑄字は多く印刷することができる。中宗が言うに、
書籍公布のことは措置せざるを得ない。ここからは中宗が書肆を設け、
昭格署所有の銅鉄製器皿を鑄潰して金属活字を作っても、書籍広
布に取り組もうとする強固な意思が確認される。この条で「校書館所
印書冊 類皆刳欠」とあるのは、木版印刷を言っており、校書館での
主要印刷の金属活字印刷に触れていない。また「雖買之不可読」とあ
るのは、校書館の木版印刷書を購入することができるという事実であ
る。ただ我々が今日考えるように、貨幣を以って購うというのではな

く、紙・米や布で購入する、或いは印出に必要な料紙を持参して摺り出してもらい、その手間賃として紙・米や布を与えることと思う。更に「鑄字則庶可多印」、即ち、金属活字印刷は多く刷れるというのは、一般の認識とは異なる。校書館に於ける金属活字は大体百部程度であり、それ以上になると馬車で擦る力が作用して活字の植字版からの脱落が生じるとされる。中宗の書肆開設の強い意思にも拘わらず、実施に移されなかったようである。その三十二年後の

(3) 『明宗実録』六年辛亥(一五五一)五月二十五日癸丑条には

憲府啓曰 我国百物 皆有布塵 而書籍独無 是以雖有書而不得
 売焉 以此書冊極貴 文風益衰 請令該曹 別立其肆 使書冊易
 於買売 答曰書肆事 似乎新立 大臣処議之

とある。(司)憲府の上啓に拠れば、朝鮮の全ての物貨には、皆塵(店)を設ける。しかし書籍にだけは店(書塵)がない。そのため書籍があっても売ることができない。このため書籍が極めて高く、文風が益々衰退する。請うらくは、担当官衙に命じて別途に書塵を立て、書籍の売買が容易くできるようにせられよ。明宗が答えて言うに、書肆のことは新設のようである。大臣はこれについて論議せよ。これに依れば、明宗六年迄書肆は存在しなかったということになる。書肆設立に向けての議論を命じているにも拘わらず、

(4) 翌日二十六日甲寅条には

憲府啓曰 書肆之法 臣等非初創而為之也 在 中宗朝 已立其
 法 而廢閣不行 故只欲申明而已 自 上春秋鼎盛 學問高明
 事之是非 法之便否 已涇渭於宸衷 而數教取議 似為煩澆 書
 肆申明之事 請勿留難 答曰如啓

とする。(司)憲府が上啓するに、書肆設置の件は、私共が始めて考へ出して設けようとするのではない。中宗朝時に既に法を立てながらも廃止になって行われなかった。そこでこの件を明確にしようとしたのみである。王は春秋は充実し、学問は高明で、事の是非や法の便・不便は既に御心に涇渭(決断の謂か)しておられるのに、屢々商議するのは御心を煩わすようである。書肆の件を明確にすることは、留保をお止めになっていただきたいと請い、許されている。

以上から見るに、世宗十七年(一四三五)に校書館の書籍を刷り出して販売する組織を、政府が基金を出して設立せんとする許稠の上啓があり、世宗もそれに積極的な同意を示し、臣下に議することを命じているが、結局は沙汰止みになったようである。その後中宗十四年(二五一九)に書肆設立の議が持ち上がり、中宗は積極的に同意し、昭格署所有の銅鉄製器皿を鑄潰して金属活字を作るという具体的な方策にまで言及している。しかしその後の推移を見ると、書肆設立は結局実現されず、明宗六年(一五五一)に再び組上に載せられたが、翌日この件を今後話題にすることすら廃止されるに至った。学者・儒生の書籍渴望は何時の時代にも強く、政府側にはそれに応えようという意思のあったことは記録からも確認できるが、上述の如く聖賢の言辞

を収めた書籍を売買の対象とすることは、例え国王の積極的な意思があっても、官僚である高官には認めがたいことであつたと考えられる。結局は官僚たちの反対にあつて実現は叶わなかつたのである。これは士大夫或いは読書人は商いには手を染めなまいという、中国・朝鮮・日本三国に共通な考え方であつたと思われる。

ところでこれとは矛盾するが、政府校書館刊の金属活字印本が、売られていたとしか思えない事例がある。上記で既述したが、朝鮮には既に朝鮮朝初期に政府刊行書を臣下に下賜するという、内賜本（或いは宣賜本）が制度として確立している。全体の刊行部数、そしてその配布の内訳等については古くは明らかではない。かなり後代ではあるが、官版を印刷する校書館提調柳希春の日記『眉巖日記草』の宣祖三年庚午（一五七〇）九月二十七日条には、この日『唐百家詩』が刷り上り、十五部を国王へ進上、十部を政府機関へ、その余百三十八部は選定された臣下に与えられている。国王進上の書は王が手元に置いて繙読、或いは経筵での受講用、政府機関とは地方に設置された史庫やソウルの各種図書館である。政府機関や個人に内賜されるものは、その書の第一冊前表紙裏に「何時・何書を・（官職）誰に」与える旨の墨書と担当承旨の姓と花押（内賜記或いは宣賜記）があり、その左の冊首には「宣賜／之記」（方八糲、陽刻朱印）が鈴印されている。したがって『唐百家詩』の場合ならば、国王進上用以外の書にはすべて内賜記（或いは宣賜記）と「宣賜／之記」印が具わっているはずである。筆者は永年日本現存朝鮮本を調査しているが、政府の金属活字印本を見るに、内賜記のある内賜本より、内賜記のない本のほうがはる

かに多いのである。これについて以前より疑問を持ってきたが、内賜用以外に、ある程度の部数を刷り、それを希望者に販売したとしか考えようがないのである。販売といっても、前述の如く貨幣を以って購うというのではなく、紙・米や布で購入する、或いは印出に必要な料紙を持参して摺り出してもらい、その手間賃として紙・米や布を与えたと考えられる。

四 書籍購入

官立の書肆のなかつたことは上で見た。また民間の書肆も、李胤錫教授に依れば一八〇〇年頃まで確認できないという。しかし書肆が無くても読書人が書籍を入手してきたことは事実であり、具体的なその方法については既に柳希春『眉巖日記草』から確認した。読書人の書籍購入については文集等に屢々見受けられるが、ここに比較的古い時期の書籍購入に就いて、『歴代世年歌』の例を挙げてみよう。

『歴代世年歌』一卷『東国世年歌』一卷一冊 元曾先之撰（元詩）
明張美和撰 朝鮮尹淮註（東国世年歌）朝鮮權蹈編註 木版本
成宗十九年戊申（一四八八）十一月既望跋刊 内閣文庫所蔵

跋 文 右歴代世年歌鑄本 今蔚山郡守金公閔之家蔵也 盖其先
嘗受 賜於 世宗朝者 而頒之已久 今所罕見 嘗一日
与金公閑話 因及歴代興廢之迹 間或失其序次 金公曰
吾有家蔵云々 盍觀諸 因出示之 試得而披閱焉 憶昔
二十年間 嘗得一覧於秘書閣 而於私則未嘗見也 噫予

業儒且三十年 凡名家所藏書未嘗不購求而悉觀之 若此
書乃今始得再目焉 況遐方初學之士家世無伝者乎 因請

於金公婦而刊諸府 以広其伝 読史者欲捉其領提其綱
蓋亦歌此歌乎 弘治元年十一月既望嘉靖大夫慶州府尹慶
州鎮兵馬節制使洪貴達跋

この『歴代世年歌』の弘治元年、即ち成宗十九年（一四八八）十一月既望慶州府尹洪貴達（一四三八―一五〇四）跋に拠れば、或る時蔚山郡守金閏と閑話をしていて本書に話が及んだところ、金氏宅に先祖が世宗時に受けた内賜本があると云う。洪貴達はこの二十年間に朝廷内の秘書閣に於いて一度だけ本書を見たことがあり、巷間では見たことがないという。また儒業に携わって三十年近く、凡そ名家の所蔵書は購入して悉く観たが、この書は初めて観たと言う。この言から察するに、洪貴達の蔵書の多くの部分は名家からの購入書で充たされていると考えられる。このように財力の有る人物は書を求め、上述のような手段で蒐書したのであろう。この『歴代世年歌』は世宗十八年丙辰（一四三六）三月に甲寅字で印出されているが、国王・宮中の図書館・政府高官に配布されたのみで、恐らくは三十至五十部程度ではあるまいか。五十年後には希書となっており、洪貴達はこれを慶州府で刊行したのである。この跋文によって、財力ある好書家は書籍購入によって蔵書を増やしたことが垣間見られる。

五 書籍販売

ところで、書籍を個人的に販売するという刊記のある書が確認される。それは下記の類書『攷事撮要』である。

『攷事撮要』二卷一冊 天理図書館所蔵

朝鮮魚叔權撰 木版本 宣祖九年丙子（一五七六）七月刊 円光
寺三要件估旧蔵 卷下尾題次行「万曆四年七月 日／水標橋下北
辺二第里門入河漢永家刻板買者尋来」

『攷事撮要』は士大夫から胥吏に至る人々に日用に必要な知識を与える書で、類書に分類されるものである。明宗九年甲寅（一五五四）の原刊本は伝わらないが、幾度も増補版が刊行され、更には改編を加えて『攷事新書』と書名を変えながら、十八世紀半ば頃まで刊行された。中央及び地方の官版以外にも、本書の性質上民間でも刊行されたと考えられる。江戸時代後期に諸種「重宝記」が持て囃されたのと軌を一にする。この天理図書館所蔵本は、元來徳川家康によって足利学校庠主三要件估を開祖として京都伏見に建立された、円光寺旧蔵本である。卷下尾題次行に上記の如く、万曆四年、即ち宣祖九年丙子（一五七六）七月 日、ソウル城内の中央を東西に流れる清溪川の、中央辺りにある水標橋北辺に住む河漢永の家刻板で、買いたい者は尋ね来たれ、と述べている。ここに「河漢永家刻板」とあるのは、どのような形態によったのかは判らないが、河漢永が自宅で刻板したと考

えてよく、又「買者尋来」とあって、購買者を招いている。城内の東西に伸びる鍾路とその南側に流れる清溪川の間は庶民の居住区で、河漢永は胥吏であろうか。その辺りには刻版・印出等の技術をもつ庶民が住んでいたであろう。河漢永もそのような技術の持ち主、即ち刻手であったかもしれない。地方の官版の刻手には記官などの下吏が見られることがある。

ところで前記眉巖柳希春は宣祖元年戊辰（一五六八）永年に互る流謫を赦されて中央に戻り、校書館提調として書籍の出版・校正等に関わる一方、鴻儒として知られ、書籍の蒐集に碎身辛苦した。その蒐集に考えうるあらゆる手段を用いていたことは、上記の如くである。眉巖逝去の一年前の宣祖九年（一五七六）七月にソウルの中央で上梓された『攷事撮要』や河漢永について、書籍については詳細を尽くしている彼の日記『眉巖日記草』に全く触れられていないのは不可解でもある。彼の日記には男奴・女婢に対する言及もあり、河漢永の身分によって言及を控えたとは考えられない。河漢永が長年に亘って刻版の業に携わっていたならば、当然眉巖の耳に入っていたであろうが、偶々『攷事撮要』がその初期の刻版であり、眉巖の耳に届かなかったか、或いは民間の刊本は誤謬が多いということで関心を示さなかったかもしれない。河漢永に他の刻版があったかも知れないが、現在伝わらない。中国や日本では商いが世襲的に数百年続くことは、特に珍しいことではないが、朝鮮では殆どないといっても過言ではあるまい。したがって河漢永の場合も当人一代で、何等かの事情で多く刻版を重ねないうちに終わったかもしれない。

本書を始めて紹介されたのは、管見に依れば三木栄『朝鮮医書誌』（増修版 一九七三 学術図書刊行会）であろうと思われる。この書には写真を取め、三木氏は上記刊記を紹介しつつ、刻版人を「河漢水」としておられる。これがその後の研究者に引き継がれた。写真では確かにそのように見えるが、名として「漢水」は相応しくないとと思われる。そこで筆者が確認したところ部分的に破損があつて、一見「水」に見えるが、検討を加えた結果、元来「永」と結論付けることができた。「水」字の第一画の起筆は、先ず斜めに入り、次に垂直に下る。該書では斜線の後半部から垂直線の始めの辺りが、円状に料紙が破損している。「永」字の場合であると、先ず斜めのやや膨らみのある点書かれ、その下部やや左から右への横短線、上部にある点の真下辺りから垂直線となつて下方に下る。「永」字の点の下部と、その下にある横単線と垂直線の始めの辺りが、円状に破損している。「水」「永」字判別の手掛かりとなるのは、上部にある斜線である。この斜線が一直線ではなく、膨らみを帯びており、「永」字の第一画と結論づけられるのである。

またこの『攷事撮要』中の「書冊市准」条には「小学大文 紙五貼 十四張○値米一斗五升」等三十部ほどについて入用の紙量とその売価があり、売価は米或いは綿布で記されている。従つて販売されていたことは疑いないが、何処で刊行された書が、何処で売られているかは記されておらず未詳である。

六 坊刻本

上述『政事撮要』の刊記末に「買者尋来」とあることにより、規模は未詳であり、ほんの一時的であるが、書籍を売り出していたことが判る。この「買者尋来」と明記したこの資料は、現時点に於いては洵に稀有なものである。又「書冊市准」も書籍販売の証拠たり得るが、その他の多くは状況から推測せざるを得ないのである。坊刻本である明証はないが、諸点から勘案して坊刻本であろうと推量される諸本を以下で紹介、検討してみよう。

- (1) 『東国荘元集』丙集一卷一冊 朝鮮闕名氏編 金属活字印本
 「中宗後葉明宗間」刊 四周单边 内框十八、二×十一、一糶
 十三行十七字 上下中黒口 上下内向黒魚尾 魚尾間「丙 天」
 内閣文庫所蔵

『東国荘元集』は科挙受験参考書である。内閣文庫所蔵本は丙集で、韓国の諸目録によれば、甲・乙・丙の三巻から成るようである。内容は朝鮮朝初期から、現在確認できるところでは中宗九年甲戌（一五一四）までの歴代科挙状況の対策を収録したものである。本書は活字印本であるが、その種類について韓国の諸目録では、金属活字の甲辰字小字・乙亥字小字多混木活字・倣乙亥字小字木活字とする。筆者は金属活字印本で、木活字を多く混用すると見、金属活字の種類については今後検討を加えたい。ところで金属（主として銅・鉄）

は高価で、またそれを用いて活字を铸造することは技術的に困難であるため、民間では金属活字は作られず、専ら木活字によった。ただ全く政府以外で金属活字を铸造し得なかったのではなく、例えば息庵金錫胄（一六三四—一六八四）は肅宗三年丁巳（一六七七）頃に銅活字である韓構字を铸造し、祖潜谷金墉を始め一族の詩文集を刊行している。息庵は右議政に至った人物で、潜谷は領議政、父帰川金佐明は兵曹判書、姻戚にも歴々たる人物を擁する権門である。従って財力もあり、また铸造技術を持つ鑄字所の匠人も利用し得たので、金属活字を作り得たと考えられる。この韓構字は肅宗二十一年乙亥（一六九五）に政府に買収の議がもち上がり、その校書館に収蔵され、校書館に於ける印出に用いられている。この『東国荘元集』は金属活字印本であるため、一旦は校書館印出本と看做されるかも知れない。しかし校書館印本として認定しがたい点がある。先ず書名の『東国荘元集』であるが、「荘元」は正しくは「状元」であるべきである。朝鮮では音通で「壯元」と書かれることはあるが、「荘元」は明らかに誤謬である。また「第一人」の「第」字を「弟」字に、「金千齡」の「齡」字を「吟」字に、「金克成」の「成」字を「誠」字に誤るなど、誤字が多い。また本書は七十六張よりなり、通常張次は「一」至「七十六」となるのであるが、第一至十二張は「天・地・玄・黄・五・宙・洪・荒・日・月・盈・昃」とあり、「五」以外は『千字文』を用いて順序を附す。「五」は張次に一致するが、或いは「字」字を誤った可能性がある。長年朝鮮本の調査に当たっているが、このように『千字文』を用いるのは、初めてである。恐らく中国本においても見られないであろう。全七十六

張であるので、全て『千字文』を用いるならば、これまでなかったことであっても、それなりに納得はゆくのであるが、十一字のみを『千字文』を用いるのは極めて異常である。また第二十一張以降は「二二」「三二」「四二」の如く「十」を用いない。また「三三」「四五」以外は「二二」「四二」「六二」の如く重複記号「二」が用いられている。また本書は十三行十七字に作るが、本文は第七十六張裏第十二行第十三格で終り、次行第十七格に「終」と一字だけで終わっている。通常ならば、次行第一格から「東国莊元集終」とあるところである。金屬活字印本である点が問題であるが、このように校書館印本とは極めて特異なる版式を採り、また書名を始め本文に誤字甚だ多く、料紙は楮紙ではあるが薄く、印面が不美であるのは、どの点から見ても、校書館印本とは考えられない。また本書の内容が科挙受験参考書であることも、中国に於けると同様、坊刻本に相応しいといえる。

- (2) 『剪灯新話句解』二卷附秋香亭一卷一冊 瞿佑撰 朝鮮尹春年訂正 林芑集釈 木版本 明宗十四年己未(一五五九)五月下澣刊 四周双辺 内框二十三・〇×十六・九 九種 十一行二十字 上下中黒口 上下内向3葉花紋黒魚尾 魚尾間「上(下) 幾」有刻手名 林羅山手沢本 内閣文庫所蔵 同版・筑波大学(瞿佑・本文二卷・附一卷)、蓬左文庫(本文二卷・附一卷)
- 構成 (1) (イ) 剪灯新話序(鈔写)(洪武十二年戊午(二三七八)六月朔日瞿佑) (ロ) 「序」(鈔写)(洪武十三年庚申(二三八〇)夏四月凌雲翰) (ハ) 剪灯新話引(鈔写)(洪

武十四年辛酉(一三八一) 秋八月吳植) (ニ) 剪灯新話跋(鈔写)(同年重陽前一日金冕) (ホ) 剪灯新話詩并序(鈔写)(洪武二十二年己巳(一三八九)六月六日桂衡) (2) 剪灯新話目錄(鈔写) (3) 剪灯新話句解卷之上(下) (4) 附録(秋香亭記) (5) (イ) 剪灯新話卷後紀(鈔写)(永樂十八年庚子(一四二〇)五月十日胡子昂) (ロ) 秋香亭記跋(鈔写)(同年蕤賓望日晏壁) (ハ) 剪灯新話卷後志(鈔写)(同年秋八月既望唐岳) (ニ) 重校剪灯新話後序(鈔写)(永樂十九年辛丑(一四二二)正月灯夕七十五歲翁瞿佑) (ホ) 題剪灯録後絶句四首(鈔写 低一格) (ヘ) 「原刊記」(鈔写 低二格)(存齋) (6) 剪灯新話句解跋(鈔写)(明宗十四年己未(一五五九)五月下澣垂胡子林芑) (7) 題註解剪灯新話後(鈔写)(明宗十九年甲子(一五六四)閏二月日尹春年)

跋 文 (6) ……歲丁未秋 礼部令史宋蕡者求积於余 余以為稗説不適於实用 何以积為乃辞 既而思之 山海經博物志語涉弔詭 俱有箋疏 仏氏諸字典本梵書尚皆鑿空而演解其积 是書不猶愈於积梵書者乎 於是就滄洲大人而謀焉 意既克合 方始輯疏 纔解一録 而滄洲適居棘于宣城 余独以平昔所記聞 窃為之尽积学……遂為讎正 委諸宋蕡 使之募印 嘻蕡之志勤矣 蕡吏也 惟簿書是急 乃於是書已欲昭昭 而又欲使人昭々推此

志也 雖古之与人為善者不是過也 然而糞也不克鏤板乃轅合木字而印之 字多刊欠 覽者病焉 今茲滄洲以天官卿兼提調校書館 而諸員尹繼延者稟於其提調 欲入梓以広其伝 余更為之刪煩就簡 以為句解 而滄洲実訂正焉 因撮其注釈之梗概 書諸顛末 糞之印本訖於己酉 而繼延之購刻終於己未 詳録其年 俾來者知之 嘉靖己未五月下滄青州垂胡子跋（7）……青州林君芑子育 以博問強記之學未試於世 無所摠發 遂註此書窮搜冥索 少無疎漏 使隱者即見 微者即顯 其為忠臣於宗吉氏 可謂至矣 芸閣唱准尹繼延 手書入梓 以広其伝 可謂勤矣 世謂此註出於余者非也 余忝在玉堂時 偶見陶九成所著說郛 得數段添入而已 余豈能辦此哉 上自儒生下至胥吏 喜讀此書 以為曉解文理之捷徑 而所患者用事難尋 而造語難知爾 今因此註一披 而尽味者以明 窒者通 上焉為立揚之資 下以焉為文簿之用 其有補於初學大矣 然則林君之註 繼延之刻 可嘉也 己若宗吉氏之心註未之及 故仍書之 以為讀此書者之指南 而扶持名教之一助云爾 嘉靖甲子閏二月日正憲大夫刑曹判書兼芸文館提學尹春年 謹跋 万曆四年七月 日

本書『剪灯新話句解』は中国小説として朝鮮で甚だ好まれ、また壬辰乱時に日本に将来されて重刻され、浅井了意によって『御伽婢子』

に利用される等、日本にも大いに影響を与えた書である。上記に記した構成が原本に近いと思われるが、これだけの内容を保つのは該内閣文庫本だけであり、他所では本文のみを保ち、序文・跋文を殆ど喪失している。朝鮮では中国の小説は士大夫間では愛読され、『剪灯新話』や『剪灯余話』は中宗元年丙寅（一五〇六）校書館に印出が命じられたこともあり、また地方官衙各所で刊行されもしているが、一般には有害とみなされ、国からは繙読が禁じられることもあった。

本書は木版本であるが、明宗十四年己未（一五五九）垂胡子林芑及び同十九年甲子（一五六四）滄洲尹春年の両跋によって、本書に先立って木活字があり、その刊行経緯が判る。明宗二年丁未（一五四七）秋礼曹の胥吏宋糞が博覽強記で知られる吏文学官林芑に、『剪灯新話』に註を附すことを乞うた。林芑は一旦は断つたが、官僚尹春年に因つて開始した。尹春年は咸鏡道徳源に流配されたため、林芑は一人でこれを行い、饒正の上これを宋糞に委ね、「募印」せしめたという。刊行に関わっている宋糞と林芑はいずれも吏であつて、官ではない。林芑は吏文学官として六度燕京に行ったことがあるという。小説愛好家が士大夫のみならず、吏人に及び、また彼らが『剪灯新話』の登梓を企てているのである。宋糞は「募印」、即ち購入希望者を募っているのである。礼曹の胥吏宋糞には十分な財力があつたとは考えられず、登梓に必要な資金は当然回収せねばならず、またある程度の利益をも考えていたであらう。そこで購買希望者を募つたのである。ところが林芑跋には「糞也不克鏤板 乃轅合木字而印之 字多刊欠 覽者病焉」とあつて、林芑の予想とは違つて宋糞は木版に附すことができず、木

活字を集めて印刷したのである。それは購買希望者数がそれほど多くなかったためである。木版は版木を作るために費用と時間を要するが、一度出来上がりさえすれば幾らでも刷ることができ、また数十年或いは数百年に亘って後印も可能である。それに反して、木活字は短期間に廉価に刷り上げることができ、一度に刷れる部数がせいぜい五十から百部程度であり、一面する毎に植字版を解体するため、更に印出が必要になった場合には、新たに植字をやり直さねばならない。ところがこの木活字本は、文字に刳欠が多く、閲読者はこれに困つたとある。恐らく使い古された刳欠のある木活字を有する者に依頼して刷らせたのであろう。この頃木活字を持つものがいたことを窺わせ、或いは宋蕒がその木活字の所有者であつたかも知れない。後代の木活字印刷を見ても、権門の文集には極めて雅美な活字を用いて印面麗正、寒門の文集には字体の揃わない、場合によっては幾種類もの字体を寄せ集めた活字を用い、また印出技術も劣等で印面もまた猥雑である。これは経済力の有る家門では優れた木活字と技術を持つ者に頼み、寒貧の家門では劣つた者に依頼するからである。この場合宋蕒は財力がなかつたため悪い活字所有者に依頼したのか、あるいは悪い活字所有者を選んで博利を目論んだかも知れない。この当時の木活字所有者は、後代そうであつたように、店舗を構えて常時印刷に従事するのではなく、他に職業、例えば農業や商業に従事しながら空いた時間に、自宅で或いは出張して植字・印刷・製本に携わつたと考えるのが、穩当と考えられる。

宋蕒の木活字印本は明宗四年己酉（一五四九）に出版されたが、そ

れも次第になくなって行つた。尹春年はその後赦されて刑曹判書となり、校書館の長官である提調を兼任したが、校書館の下吏である唱准尹継延が本書を上梓せんことを乞うた。宋蕒の木活字印本をそのまま木版本にしたのではなく、林芑が冗漫な部分を削除の上簡要にし、春年は訂正を加えて、尹継延の手書を版下として明宗十四年己未（一五五九）に刊行された。該書には刻手名が版心に刻されているので、校書館に於ける刊行ではない。『攷事撮要』に拠れば、原州と永川に版木が確認できるので、そのいずれかの刊行であらうか。尹継延から請願を受けた尹春年は、本書は校書館での上梓に相応しからずと判断して、上記地方官衙の旧知の守令に依頼したのであろう。尹春年跋には「上自儒生下至胥吏喜讀此書」、即ち上は儒生から下は胥吏にいたるまで本書を好むとある。本書の刊行に関わる中心が、官属林芑や胥吏である宋蕒・尹継延であるのは、よく本書の性格を物語っている。恐らく士大夫や官僚はこのような小説類を、自ら進んで刊行を企図することはなかつたであらう。ここに士大夫や官僚の本音と建前を知ることができ、尹春年跋が本書の刊年より後であるのはおかしく、この部分は後の鈔写に係るため書き誤りか。或いは刊行後の追刻か。

(3) 『宋史節要』二十五卷（闕卷八）存十冊 □闕名氏編 「明宗末宣祖初葉間」 「全羅道羅州」 木活字印本 内閣文庫所藏

本書『宋史節要』は木活字印本であり、版心の黒口や魚尾も木活字を用い、甚だ珍しいことであるが、その黒口や魚尾の中に刻手名があ

る。「八州曹失」「八州」「仁金」などが見られ、また第四冊以外の毎冊首に墨書「羅州校上」、この墨書の下に朱官印がある。印記未詳であるが、恐らくは「羅州／牧印」であろう。この墨書から羅州郷校所蔵本であり、刻手名に混じって見える羅州と一致するので、本書は全羅道公（羅）州印本と考えてよからう。

さて本書は羅州牧刊の官版であるのか、それとも坊刻本であるのか。地方官衙の刊行書は殆ど木版本である。それは基本的には書籍の普及のために刊行するもので、従って後印が可能でなくてはならない。そのため各官衙所蔵の版木の目録があり、遠隔地に居るものでもその目録を手掛に後印を依頼することができた。木活字では直ちに後印ができない。尤も地方官衙でも木活字印本が皆無と断定はできない。本書は楮紙ではあるが、裏面の映る薄く、小木片の混在する粗悪な料紙であり、また内容が宋史の節約本という、坊刻本に相応しいものである。該書には嘉靖二十年及び二十二年、即ち中宗三十六年辛丑（一五四一）及び同三十八年癸卯（一五四三）の全羅道地方の反古官文書の紙背を用いている張もある。官衙から不要として再生用に放出された官文書の再利用である。筆者は本書を明宗末宣祖初葉間刊の全羅道羅州に於ける坊刻本と考える。

朝鮮本は一般に刊記がないが、本書も同様である。第一冊首に「吉家／氏蔵」印が鈐されており、医師吉田意安（一五五八―一六一〇）旧蔵書である。

（4）『史要聚選』九卷四冊 朝鮮権以生編 哲宗七年丙辰（一八五六）

季冬刊 木版本

卷九末刊記「丙辰季冬／新刊」 関西大学所蔵

構成（1）史要聚選序（十五行二十四字）（肅宗五年己未年

（一六七九）月日権以生）（2）史要目録（十一行）

（3）史要聚選卷之一（至九）

序文（1）此編蓋取諸二書矣 諸史詳録出於武城倅 騰書時

而細書七卷 自盤古以下国系及列伝事蹟 所未見者多

矣 歷代会靈出於康進士手 而他家印行者不无訛漏処

故得其草本 攷正後蒐輯此編 而分類第次則一遵会靈

嘉言異跡則多採詳録 而備載 及其戦国則以列国誌国

語補益之 至於宋朝則取於名臣録 而倍加焉 其措語

也為便於捷見 不改会靈之旧本 而断章聚之 摘句選

焉則此莫非史家之支流余波 故遂名曰史要聚選 既有

是編則天地間万物皆備於人 故略抄事文類聚以為三編

繼之於後 此非余意也 適夫田以來朴致維兩人 為詞

林万一之助鳩財劖劖 欲以行于世 請余起草 余不得

辞者 諸書之前言徃行不啻盈五車 而非一朝一夕之所

可致 則会靈之有切於人已久 而為其書之不壞因以潤

色焉 崇禎後己未年月日安東権以生書草于詩山客齋

ここに挙げた『史要聚選』は、卷九末に「丙辰季冬／由洞新刊」なる刊記があり、この丙辰は哲宗七年（一八五六）と考えられ、ソウル由洞で新たに刊行されたものである。由洞新刊本には、原刊本の序文

が収録されている。これによって本書の成立事情が判る。崇禎後己未年、即ち肅宗五年（一六七九）安東人権以生序に拠れば、『史要聚選』は、武城（泰仁）の倅（守令）編『諸史詳録』七巻と康進士編『歴代会靈』の二書を取って分類編次して成したものである。『歴代会靈』を中心として遵守しながらも、諸書より多くを補った。体例は『歴代会靈』に倣った。『事文類聚』を略抄して三編と成し、本書に続けるが、

これは己の意思ではない。偶々あの田以来（采）と朴致維の兩人が詞林の一助たらんと鳩財劄刷し、上梓しようとして権以生に序を乞うたという。「夫田以来朴致維兩人」の「夫」は、よく知っている「あの」の意である。柳鐸一『韓国文献学研究』（亜細亜文化社 一九八九）に依れば、田以采（上序采誤作来）に就いては、純宗三年癸亥（一八〇三）十二月 日田以采・朴致維刊『詳説古文真宝大全』前集十二巻後集十巻八冊の跋に田以采が「胥吏之流」と述べており、田以采が泰仁県の下下であったことが判る。また田以采は、高麗の鴻儒埜隱田祿生（一三一八―一三七五）の後裔と云う。朴致維に就いては明らかではないが、跋文や刊記では必ず田以采の下に続いて書かれるので、田以采より身分が低いか、年下の衙前と考えてよからう。『史要聚選』『詳説古文真宝大全』の両跋に於いて、両者は登梓時に「鳩財」とあるもので、儒林に有益な書籍を刊行したいという熱意はあるものの、衙前であるため経済力が充分でなく、刊行費を集めているのである。両者は以下に述べる如く、士大夫や胥吏の要求に合致する多くの書籍を刊行しており、販売で得た利益は次回出版の刊費に充て、次々と刊行を継続したのであろう。尤も刊費を喜捨するという奇特な人物もいたかも

知れない。また利益の一部を出資者に、場合によっては有る程度の利子もつけて、償還した可能性もある。自己家門の詩文集刊行の場合は、一門や弟子・知人等縁者に廻状を廻して刊費を集め、出来上がった詩文集を寄贈すればそれで済んだのである。なお『史要聚選』は始め全羅道泰仁で上梓されたが、好評を博したらしく、その後全州、慶尚道大邱、ソウルでも出版されている。

上記序文中に「歴代会靈出於康進士手而他家印行者不无訛漏故得其草本改正後蒐輯此編」、即ち『歴代会靈』は他家の刊本は訛漏があるので、草本を入手して校正した後、本書を編集したと述べる。これから田以采等の『史要聚選』刊行以前に、既に民間に出版者のいたことが判る。高宗二十二年乙酉（一八八五）序の鈔本『完營客舎冊板目錄』には、完營、即ち全羅道全州監營や右水營・左水營等の官衙所蔵の冊板に混じって、「全州私板」がある。そこに含まれるのは『四書大全及諺解』『通鑑』『家礼』『三國誌』『剪灯新話』『九雲夢』『全韻玉篇』『童蒙先習』『類合』『三略』『兎戲原覽』等々である。各家門における多くの詩文集類も私板ではあるが、ここには含まれず、これらの書は士大夫・胥吏や童蒙を対象に出版された営利出版、即ち書肆の出版書と考えられるのである。また憲宗六年庚子（一八四〇）編の鈔本『各道冊板目錄』の泰仁条には『古文真宝大全』『濂洛』『明律』『史要聚選』『事文類聚』『孔子通紀』『童子習』『救荒方』などが含まれ、上記及び下記の泰仁刊行書の多くが確認される。ここには中央や地方官衙の出版書に見られる朱熹撰書や正史類、詩文集など正格の書籍は含まれないので、内容から見てこれらは田以采等の営利販売書と考えることが

できる。

さて、以下に衙前田以采単名或いは田以采・朴致維兩名の刊記を有する全羅道泰仁刊本を挙げてみよう。但し『明心宝鑑抄』一卷一冊は顯宗五年甲辰（一六六四）孫基祖による刊行で、田以采等にやや先んじて孫基祖なる人物が出版を行っていたことが判る。孫基祖が先に見た他家に当るのか。泰仁には出版に携わる人物が幾人もいたのではあるまいか。

- ① (a) 『明心宝鑑抄』一卷一冊 顯宗五年甲辰（一六六四）孫基祖刊
 (b) 『詳説古文真宝大全』 肅宗二年丙辰（一六七六）田以采刊
 (c) 『増刪濂洛風雅』五卷二冊 肅宗二年丙辰（一六七六）田以采刊
 (d) 『史要聚選』九卷四冊 肅宗五年己未（一六七九）序田以采・朴致維刊
 (e) 『事文類聚抄』三卷三冊 肅宗五年己未（一六七九）田以采・朴致維刊
 (f) 『大明律詩』二卷一冊 肅宗六年庚申（一六八〇）田以采・朴致維刊
 (g) 『農家集成』二卷一冊 肅宗十二年丙寅（一六八六）三月 上澗田以采・朴致維刊
 (h) 『救荒撮要』一卷附『救急補遺方』一卷一冊 肅宗十二年

丙寅（一六八六）田以采・朴致維刊

- ② (i) 『童子習』二卷一冊 田以采・朴致維刊
 (j) 『孔子通紀』八卷三冊 純宗三年癸亥（一八〇三）九月 日田以采・朴致維刊
 (k) 『孝経大義』一卷一冊 純宗三年癸亥（一八〇三）十月 日田以采・朴致維刊
 (l) 『詳説古文真宝大全』前集十二卷後集十卷八冊 純宗三年癸亥（一八〇三）十二月 日田以采・朴致維刊
 (m) 『新刊素王事紀』一卷附三卷一冊 純宗四年甲子（一八〇四）七月下澗田以采・朴致維刊

上記書を見るに、肅宗二年丙辰（一六七六）刊『詳説古文真宝大全』と『増刪濂洛風雅』は田以采による単独の刊行であり、『史要聚選』を始めとするそれ以降の刊本は田以采・朴致維兩名による刊本である。朴致維が肅宗五年己未（一六七九）以降、田以采の刊行事業に加わっているが、上記序に依れば両者の動機は「詞林万一之助」、即ち學術振興に資するという崇高な動機からと考えられる。しかし泰仁に幾人も刊行業者がいるとすれば、書籍刊行によって利益が得られるという認識が生じ、田以采・朴致維の二人の真実の意図はそこにあつたのかも知れない。

ところで田以采・朴致維兩名の名の入った刊記が肅宗時、そしてその約百三十年後の純祖初間の刊行書の見えるが、現在肅宗至純祖間の刊本にこの兩名の名は確認できない。日本場合は商店主の名は

商号と共に世襲される。ところが朝鮮では姓名が世襲されることはなく、また商店自体が何代にも亘って継承されることも殆どない。従って日本では江戸時代の書肆が数百年続くこともあるが、朝鮮ではそのようなことはない。純祖時刊本に両名が見えるのは、原刊本の刊記が踏襲されているとしか考えられない。これは屢々みられる事象である。

ところで田以采の生存年代については、上記『史要聚選』の肅宗五年（一六七九）安東人権以生序や『詳説古文真宝大全』の肅宗二年（一六七六）の泰仁鼎監耐翁序に、同時代人として言及されている。肅宗二年から十二年（二六八六）にかけて七書を刊行し、その後はしばらくと途絶える。衙前田以采がこれらの書を出版に関わるのは四十〜五十歳頃と見、肅宗十二年以降名が見えないことから、この頃に死亡したと考えると、仁祖初あたりに生まれ、肅宗十三年頃に六十歳前後で死去したと考えたい。その後朴致維の名も見えなくなるのは、朴致維は田以采に従属的に加わっていたのであって、田以采の死後、自分を中心になって出版事業を継続するという意思は持ち併せていなかったようである。田以采は学術振興という意図と共に商業的才覚を持って事業を牽引し、朴致維はその意図に賛同する裕福な人物で、金銭的な面で援助をしたが、田以采の死に直面するや、事業継続の意思を喪ってしまったのかも知れない。或いは柳鐸一教授が指摘される如く、刻手かも知れない。柳鐸一教授に依れば、『田氏譜』（一七四七跋刊）に「田以采 子 犁重」とあり、田犁重の父として田以采の存在が確認される。

泰仁は全羅道の中心である全州の南西四十六里、日本の里数ではそ

の十分の一、四、六里に当る距離にある。泰仁は特にその地域の文化の中心となり得るような巨邑ではない。ただ全羅道は百済以来の伝統を継承して文化・学問の中心であり、人材輩出の淵源、また紙の一大産地である。朝鮮時代を見ても、全羅道では実に多くの書籍が刊行されている。書籍を出版し、またそれを受け入れるに充分な文化的素地があったのである。泰仁周辺には朝鮮時代に刻手を擁していた全州・任実・扶安・古阜・万頃・井邑等々があり、出版事業には好条件に恵まれていた。孫基祖や田以采のような商才があり、企画力に長けた人物が出たことよって、坊刻本出版が芽生えたのではあるまいか。従ってこのような人物さえいれば、全羅道の何処でも坊刻本の出る可能性があった。肅宗五年（一六七九）刊『史要聚選』に若干の手を加えた『史要聚選』が、肅宗三十四年（一七〇八）全州西溪で出版されているが、これも坊刻本と看做し得る。全羅道の中心地で監営があり、最も多くの官版を出している全州には、泰仁と同じ頃、或いはそれに先立って坊刻本の刊行されていた可能性も充分考えられる。

坊刻本の特徴としては、内容的には士大夫・胥吏や童蒙を対象とした、儒学・歴史・文学等の教養書、節略本、類書、法律書、農学書、医書、文字及び漢文初学書であるが、木活字を利用することもその一である。木活字は上述の如く簡便なため、五十至百部の小部数ならば、廉価で短期間に刷り出せる。活字は業者自らが所有しているか、或いは周辺の所有者に依頼するか、何れかであろう。以下にその例を挙げよう。

- (5) 『玉纂』十九卷七冊 朝鮮闕名氏編 木活字印本 肅宗初葉中
葉間刊「林原君／忠敬公／東林世／孫之章」印 李鳳朝（一六四四
一七〇一）旧蔵
- (6) 『歴代総要』八卷四冊 朝鮮闕名氏編 同上木活字印本 肅宗
初葉中葉間刊「林原君／忠敬公／東林世／孫之章」印
- (7) 『經史集説』十五卷十五冊 朝鮮闕名氏編 同上木活字印本
肅宗初葉中葉間刊

これら三書は全て木活字印本で、しかも同一の木活字を用いている。このうち『玉纂』『經史集説』は数冊の残本を処々の図書館や文庫で見ることができ、そしてこれらの書の表紙には往々にして「陶活字」と書かれている。川瀬一馬先生の直話に依れば、明治末から大正期の日本の古書肆が陶活字本と称し、その見本として数冊ずつに分けて売り捌いたと云う。この活字を拡大してみると木理が判然と見え、木活字本であることは明らかである。それが何故日本の古書肆の主人によって陶活字と判断されたかという点、この木活字は同一文字でも字形が若干異なり、また印面が整然としていない。木活字にも整然として端正なものから、同一活字でも字形や大きさの異なる劣悪な活字に至るまで様様である。また異なる種類の活字を混用することもある。上記両書に所要の木活字は端正さを欠き、日本の木活字にはこれほど悪い活字はないため、そのように判断されたと思う。日本には陶活字はないと思うが、土を焼いて作ると収縮度の違いで活字の大きさに多様性が生じるという、固定観念があつての判断であると思う。

ところでこれら三部の木活字印本には、多くの朝鮮本がそうであるように、刊記がないために刊者・刊地や刊行時等が判らない。字形の揃わない、裏の映る粗悪な楮紙に印刷されたこれら三部の書を、筆者は肅宗初葉中葉間、即ち十七世紀後半の刊行書ではないかと考えたが、刊記がないため断定を下し得なかった。これら三部書のうち二部に「林原君／忠敬公／東林世／孫之章」印がある。この印は古びて見えるが、実は大正から昭和前期にソウルで活躍した古書店翰南書林店主白斗鏞氏の蔵書印であり、嘗て日本人達が善本を求めた古書店である。従つてこの印は上記三書の刊行時判定には資さない。然し『玉纂』所鈐の李鳳朝蔵書印から、『玉纂』の刊行が彼の卒年である肅宗二十七年辛巳（一七〇一）以前であることが判る。筆者はその刊行時期を肅宗元年乙卯（一六七五）至肅宗二十七年と看做したい。

これら三部の木活字本は誰によって上梓されたのであろうか。これらは粗悪な木活字や粗雑な楮紙を用いているので、ソウルの校書館刊本ではなく、また既に上述のように地方の官衙では後印に備えて木版を作製するので、地方官版ではない。印刷方式は廉価で早く刷れるやや粗悪な木活字使用、内容は歴史書の簡略本や類書、料紙は裏映りする薄くて粗雑な楮紙、これらはいずれも坊刻本の特徴そのものである。刊地は未詳であるが、坊刻本と看做す。

七 結論

朝鮮の出版形態はほぼ、①官版（中央官衙及び地方官衙刊本）、②寺刹版、③書院刊本、④家刻本、⑤坊刻本（書肆刊本）、⑥個人刊本、

⑦祀堂刊本等に分けられる。この内朝鮮では特に坊刻本（書肆刊本）の出現は遅く、李胤錫教授に依れば、一八〇〇年頃にあるという。朝鮮の読書人の記録を見ると、常に書籍入手の困難なことを託っている。中国や日本の場合、書籍要求を充たして来た大きな供給源は坊刻本である。中国では十二世紀の南宋代、日本では十七世紀の江戸時代になって、坊刻本が盛んとなるが、朝鮮ではそれより遙かに遅れる。朝鮮の読書人は書籍に対する渴えを、如何に充たしていたのか。一八〇〇年以前には本当に坊刻本はなかったのか。刊記で確認はされなくても、実際は存在したのではあるまいか。筆者は五十年近く朝鮮本を調査研究しつつ、中国や日本と対照して、常に疑念を持ち続けてきた。それに対する一試案がこの拙論である。

読書人の要求に副うべく、官でもそれなりに苦慮してきた。例えば世宗十七年（一四三五）四月には、世宗は書肆の様な機関を設けて、鑄字所所在の木版本を印刷して売り出すことを臣下に検討せしめている。残念ながらその結果は記録されていない。また中宗十四年（一一五九）から明宗六年（一一五五）にかけては、書肆設立の間際まで商議が進みながらも、残念なことに廃案になってしまった。朝鮮では中央の印刷所（校書館、後には奎章閣）で印刷した書を、国王進上以外に図書館・書庫、そして臣下に一定の規定下で下賜するという制度があった。これは中国や日本にも認められないものである。そして下賜された書にはすべて内賜（宣賜）記という記録が記される。ところが現在伝存する書には、寧ろ内賜（宣賜）記のない書が多い。これは内賜用に印刷された書以外に、ある程度の部数が印刷されていた

と思われる。そしてそれは恐らく希望者に有償で頒たれたと考えられる。もし無償で頒たれたとすると、内賜とあまり差がなくなるからである。勿論内賜には国王から賜ったという、大きな名譽が伴っている点で違いがある。

十六世紀半頃の金属活字印本『東国莊元集』や木活字印本『宋史節要』は内容から、また料紙が粗悪な楮紙であることから見て共に坊刻本に相応しいものである。前者は書名自体から誤っており、本文中の誤植や版式の異常等、金属活字印本とはいえ、校書館刊本とは程遠いものである。内閣文庫所蔵明宗十四年（一一五九）刊『剪灯新話句解』は、同四年（一一四九）木活字印本『剪灯新話句解』を改修した木版本であるが、木活字印本時の跋を保っている。それに依れば、木活字印本は礼曹の胥吏宋蕘が中心になって、購入希望者を募って上梓したものである。宋蕘は購入希望者が多くなかったこともあろうが、甚だ粗悪な木活字を用いて廉価に仕上げたようである。そのため文字に刃欠多く、覽者は好まなかったという。宣祖九年（一一五六）刊『攷事撮要』刊記には「買う者来たれ」とあり、又同書の「書冊市准」所収の三十部程には書価が記されているので、『攷事撮要』も販売されていたと考えてよい。更に肅宗五年（一六七九）『史要聚選』を始めとする諸書は、全羅道泰仁の衙前（胥吏）田以采・朴致維などによって刊行された。必ずしも富裕ではないと思われる衙前田以采が、「鳩材」して次々と書籍を刊行しているのを見ると、利益を出しては出資者に戻し、利益の一部でまた次の刊行に着手するという状況であったと思われる。そして田以采より十二年まえに既に泰仁では孫基祖が『明心

『宝鑑抄』を出していることからすれば、他にも出版者はいたと考えても良からう。

更に粗悪な木活字故に、日本では陶活字印本と看做されている『玉纂』『歴代総要』『経史集説』は、『玉纂』所鈐の李鳳朝蔵書印から肅宗初葉中葉間刊本と看做し得る。これらも木活字使用とその粗悪さ、料紙の粗雑さ、そしてその内容から推して坊刻本と考えてよからう。

以上、朝鮮の坊刻本は一八〇〇年代に刊記を伴った明白な書の出現を見るに至るが、其れ以前は刊記のある坊刻本は少ない。しかし坊刻本は、内容的には士大夫・胥吏や童蒙を対象とした、儒学・歴史・文学等の教養書、節略本、類書、法律書、農学書、医学、文字及び漢文初学書であり、粗悪な木活字を利用し、料紙も裏の映る薄く粗雑な楮紙が多い。それでは坊刻本の刊行者は誰かということである。文字に関心を有する者でなければならないが、科挙応募資格を有する士大夫は、そもそも商いを卑賤なものと看做すため、営利出版に従事するとは考えられない。となると訳学・天文・算学等に関わる中人達、或いは衙門で諸事務を担当する胥吏が考えられる。訳学に携わる訳官には密貿易等で偷利を謀る輩が多く、利に聡いので、出版者であり得る。しかし現在確認されるところでは、礼曹の胥吏や衙前である。朝鮮では職業の世襲は殆ど見られないので、出版者は一代限りと思われる。朝鮮での坊刻本の不振は、人口の殆どは農業従事者で、商・工業従事者は少なく、また商・工業が振るわなかったためである。したがって書籍購入人口が少なく、商・工業従事者に出版資本を出す者が出なかった。中国は南宋以降、日本は江戸時代以降商・工業が隆盛し、これが

刊行と購入に大いに関わってくるが、朝鮮では商・工業の不振が坊刻本の興隆を将来しなかったと考えられる。

筆者は平成二十九年十一月十一日東方学会秋季大会に於いて、五人の講師より成る「中・朝・日三国坊刻本の出現とその展開」なるシンポジウムを主宰し、「朝鮮坊刻本以前」を発表した。五人の講師による論文は平成三十一年二月英文機関紙『ACTA ASIATICA』百十六号として公開された。此度の筆者の講演内容は芳村弘道教授のご了解を得てほぼ同様であったが、拙論では多くの点で修正が加えられている。お招きいただいたことに感謝申し上げます。

(富山大学名誉教授・麗澤大学客員教授)